

F 高等学校の取組 ～教職員全員で生徒を支える取組～

1 ここがポイント！

- 教職員、SC、SSW、関係機関の「連携」を進めています
- 生徒の支援も各取組も「継続」を大切にしています
- 「早期の対応」に取り組んでいます



2 年間スケジュール（一部です）

月	特別支援委員会
4月	○校内特別支援打ち合わせ ○教育相談部会① ○第1回教育相談部校内研修会 *1学年担任対象
5月	○心理検査(Q-U)① *対象：1学年 ○第1回面接旬間(10日間) ○教育相談部会② ○SSWとの情報交換会
6月	○生徒に関する情報共有会
7月	○心理検査(Q-U)② *対象：2学年
8月	○第2回面接旬間(10日間)
9月	○教育相談部会③ ○第2回教育相談部校内研修会
10月	
11月	
12月	○教育相談部会④
1月	○心理検査(Q-U)③ *対象：1学年
2月	○教育相談部会⑤
3月	



3 特に工夫していた点

【教育相談の充実 ～予防的な対応～】

ポイント① 生徒や保護者が抱えている問題や悩みなどに早期に対応する体制を整えています。



生徒や保護者の相談に、担任とともにスクールカウンセラー（以下 SC）やスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）、教育相談部員等が対応する体制づくりを行っています。

生徒と担任との面談については、年2回の面接旬間を設け、その期間を短縮授業として時間を確保しています。対応の必要があるケースについては、担任が学年会や特別支援教育コーディネーター等へ連絡・相談し、支援する体制づくりを行います。

SCやSSWへの相談については、生徒・保護者向けの文書、教職員向けの文書を作成し周知を図っています。生徒・保護者向けの文書には、SCやSSWの紹介とともに、相談申し込みの窓口等を載せています。教職員向け文書には、相談前や相談後の対応等についてまとめています。

相談にあたっては、教育相談部が日程等を調整し、「予約簿」や「相談予約連絡票」で確認できるようにしています。相談が授業中となる場合には、公欠としています。

SCやSSWへの相談は、本人からの申し込みを待つだけではなく、生徒の様子に応じて、担任や教育相談部、養護教諭が面談を勧め、相談につなげる取り組みを行っています。

相談後には、SCやSSWからのコンサルテーション（アドバイス）とともにケース会議を実施し、担任、教育相談部、養護教諭が参加しています。また、ケースに応じて部活動顧問や進路指導部等が参加することもあります。

教育相談を充実させることにより、問題等が大きくなる前に対応することができます。また、必要に応じて相談の内容等を関係者で共有することで、よりよい指導や支援を行うことができます。早期対応を進めるには、教職員が生徒の変化に気づき、声を掛けることが大切です。

